（資金の借入れが事業の継続に欠くことができないものであることを確認するための基準）

第三十三条　法第五十六条第一項第一号の経済産業省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一　法第五十六条第一項の資金の借入れが、事業再生計画案に係る債権者全員の合意の成立が見込まれる日までの間における債務者の資金繰りのために合理的に必要なものであると認められるものであること。

二　法第五十六条第一項の資金の借入れに係るその借り入れた資金の償還期限が、債権者全員の合意の成立が見込まれる日以後に到来すること。

2　法第五十六条第一項の規定による求めを受けた特定認証紛争解決事業者は、事業再生計画案の概要の説明のための債権者会議、事業再生計画案の協議のための債権者会議又は事業再生計画案の決議のための債権者会議において、当該求めに係る確認を行わなければならない。

3　特定認証紛争解決事業者は、当該資金の借入れが法第五十六条第一項各号のいずれにも適合することを確認したときは、様式第十二により債務者及び債権者に対し通知しなければならない。

［削る］

（債権が少額であること及び早期に弁済しなければ事業の継続に著しい支障を来たすことを確認するための事項）

第三十四条　法第五十九条第一項の規定による求めを受けた特定認証紛争解決事業者は、事業再生計画案の概要の説明のための債権者会議、事業再生計画案の協議のための債権者会議又は事業再生計画案の決議のための債権者会議において、当該特定認証紛争解決手続における紛争の当事者である債権者の意見を聴かなければならない。

2　特定認証紛争解決事業者は、当該求めに係る債権が法第五十九条第一項各号のいずれにも適合することを確認したときは、様式第十三により債務者及び債権者に対し通知しなければならない。

（資金の借入れが事業の継続に欠くことができないものであることを確認するための基準）

第三十三条　法第五十八条第一項第一号の経済産業省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一　法第五十八条第一項の資金の借入れが、事業再生計画案に係る債権者全員の合意の成立が見込まれる日までの間における債務者の資金繰りのために合理的に必要なものであると認められるものであること。

二　法第五十八条第一項の資金の借入れに係るその借り入れた資金の償還期限が、債権者全員の合意の成立が見込まれる日以後に到来すること。

2　法第五十八条第一項の規定による求めを受けた特定認証紛争解決事業者は、事業再生計画案の概要の説明のための債権者会議、事業再生計画案の協議のための債権者会議又は事業再生計画案の決議のための債権者会議において、当該求めに係る確認を行わなければならない。

3　特定認証紛争解決事業者は、当該資金の借入れが法第五十八条第一項各号のいずれにも適合することを確認したときは、様式第十二により債務者及び債権者に対し通知しなければならない。

第三節　設備導入促進法人

（設備導入促進法人に係る指定の申請等）

第三十四条　法第六十一条第一項の指定を受けようとする者（以下「指定申請者」という。）は、様式第十三による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを経済産業大臣に提出しなければならない。

一　定款及び登記事項証明書

二　申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録とする。

三　申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書で設備導入促進業務に係る事項と設備導入促進業務以外の業務に係る事項とを区分したもの

四　申請の日の属する事業年度及び翌事業年度以後の三事業年度における収支の見込みを記載した書面

五　申請に係る意思の決定を証する書類

六　法第六十一条第一項第二号に規定する設備導入促進業務の実施に関する計画として次の事項を記載した書類

イ　設備導入促進業務に関する知識及び経験を有する者の確保の状況並びに当該者の配置の状況に関する事項

ロ　組織及び運営に関する事項

七　役員の氏名及び略歴を記載した書類

八　指定申請者が一般社団法人である場合においては、その社員の氏名及び略歴（社員が法人である場合は、その法人の名称）、一般財団法人である場合においては、その評議員の氏名及び略歴を記載した書類

九　指定申請者が株式会社である場合においては、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主の氏名又は名称、住所及びその有する株式の数を記載した書類

十　現に行っている業務の概要を記載した書類

十一　指定申請者が法第六十一条第三項各号に該当しない旨を誓約する書面

十二　その他参考となる事項を記載した書類